

令和4年度事業分（三次募集）  
宇和島市地域づくり団体活動補助金制度の手引き



宇和島市市民環境部市民課

## 宇和島市地域づくり団体活動補助金制度について

宇和島市地域づくり団体活動補助金制度は、まちづくりの担い手として重要な立場にあるボランティア団体、地域づくり団体等のさまざまな活動に対し、新規事業費の一部を補助するものです。

宇和島市では、異なる発想と行動力を持つ市民と行政とが、対等なパートナーとしてお互いの役割と責任を意識し、暮らしやすい宇和島市を創っていく協働のまちづくりを推進しています。

### 【補助対象者】

宇和島市内において、ボランティア活動を行う宇和島市内に居住又は在勤、在学している者が構成員として加入している5名以上の団体又は特定非営利活動法人とし、宇和島市NPO登録制度（注1）に登録された団体が対象となります。

注1：宇和島市NPO登録制度については「宇和島市NPO登録制度の手引き」をご参照ください。

### 【補助対象となる活動】

補助対象となるものは、次の①～⑨の条件をすべて満たし、表(1)～(20)のいずれかに該当する新規の活動です。

ただし、既存の事業を拡張することにより新たな効果が生まれる等新規事業と同等の展開が見込まれ、かつ、今後の団体活動の発展性が見込まれる事業は対象となる場合があります。

#### 《条件》

- ① 宇和島市内において、NPOが主体となって行う具体性・実現性のある事業であること
- ② 多数の住民参加が期待できる事業であること
- ③ 補助金を交付することにより、団体の今後の活動に発展性が見込まれる事業であること
- ④ 県や市等から補助金等を受けていない事業であること
- ⑤ 政治活動、宗教活動に関係していない事業であること
- ⑥ ソフト事業であること
- ⑦ 当該年度3/31までに事業を実施・完了する事業であること
- ⑧ 宇和島市が実施する地域づくり交付金の活用対象（交付金を活用すべきと判断される事業を含みます）となっていない事業であること
- ⑨ 事業の総額が10万円以上の事業であること

対象となる活動	
(1)	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)	社会教育の推進を図る活動
(3)	まちづくりの推進を図る活動
(4)	観光の振興を図る活動
(5)	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
(6)	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(7)	環境の保全を図る活動
(8)	災害救援活動
(9)	地域安全活動
(10)	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(11)	国際協力の活動
(12)	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(13)	子どもの健全育成を図る活動
(14)	情報化社会の発展を図る活動
(15)	科学技術の振興を図る活動
(16)	経済活動の活性化を図る活動
(17)	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(18)	消費者の保護を図る活動
(19)	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(20)	その他市長が特に必要と認める活動

### 【補助対象経費】

申請する事業を行うために直接必要とする経費で、次の(1)～(12)に該当するものとします。

- (1) 謝金（外部講師等の報酬・謝礼金）
- (2) 旅費・交通費（外部講師等の交通費・宿泊費）
- (3) 消耗品費（事務用品等）
- (4) 原材料費（資材、食材等）
- (5) 印刷製本費（チラシ、チケット等の作成）
- (6) 使用料・賃借料（会場・機械・車両等）
- (7) 燃料費（作業機械、借り上げ車両等の燃料代）
- (8) 委託料（専門的知識、技術等を要する業務委託）
- (9) 通信運搬費（切手、宅配便等）※送付先リスト等の整備がされていること
- (10) 保険料 損害保険、ボランティア保険等
- (11) 食糧費（ボランティアスタッフの昼食等）※社会通念上、常識的な範囲
- (12) その他、市長が適切と認めるもの

## 【補助対象外経費】

- (1) 団体の管理運営費（家賃、給与日当、水道光熱費、電気料金等）
- (2) 団体構成員の所有物を使用した場合の謝礼、賃借料
- (3) 商品券等の金券の購入代金
- (4) 団体の経常的な運営に係る経費
- (5) 事業に密接に関わらない食糧費（親睦会、慰労会等）
- (6) 領収書等により、実施団体が支払ったことを明確に確認できないもの
- (7) 備品の購入に係る経費
- (8) その他、市長が不適切と認めるもの

## 【補助率及び補助金額】

総事業費のうち、補助対象経費の2分の1以内を補助します。

ただし、1事業あたり10万円を限度とします。

尚、当該年度中の補助金については1団体につき1事業を限度とし、同一事業について3年を超えて申請することはできません。

## 【受付期間】

令和4年9月30日（金）17時まで（ただし、土日祝を除きます）

※三次募集では受付期間中、先着で随時審査します。

※予算の都合上、締切前でも募集を終了する場合があります。

## 【申請から決定まで】

NPO登録を行ってない場合はまず、別冊「宇和島市NPO登録の手引き」に従い、宇和島市NPO登録を行ってください。

補助金申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ① 宇和島市地域づくり団体活動計画書（様式第1号）  
次の内容が分かる書類を添付してください。（任意様式）
  - ・事業実現に向けた具体的な計画（スケジュール）案
  - ・事業実施をした際に見込まれる効果や団体の発展性につながる根拠
  - ・【既存事業の場合】新規事業と同等の効果や展開が見込まれる事業の内容宇和島市地域づくり団体活動予算書（様式第2号）  
既存事業の場合は、「新規事業と同等の効果や展開が見込まれる事業の内容」に必要な経費がどの部分に該当するのかを分かるよう記入してください。
- ② 団体の今年度の収支予算書（様式不問）
- ③ 団体の前年度の事業報告書、収支決算書（様式不問）
- ④ 団体の規約又は会則（様式不問）

## ⑤ その他市長が必要と認めるもの

※設立後1年未満の団体は、③の書類を除く。

※NPO法人は、所轄庁に提出したものの写しをもって③～⑤の書類に代えることができます。

※上記の他、追加資料の提出を求める場合があります。

### 【審査方法】

宇和島市地域づくり団体活動補助金審査委員会にて審査を行います。

### 【審査結果】

書面にてお知らせします。

### 【補助金等の事務手続き】

宇和島市補助金等交付規則に基づき、申請→補助金請求→実績報告を行ってください。

### 【その他】

実績報告書には、写真を必ず添付し、下記の内容等を記入した概要書（様式不問）を添付してください。

- ・実施年月日
- ・参集人数
- ・事業概要
- ・どのような効果があったか
- ・本事業の今後の展望について
- 等

この事業において実施した事業内容、事業成果等は必要な範囲において、市が広報紙及び宇和島市HP等で公開します。

### 【書類提出先及びお問い合わせ】

〒798-8601 宇和島市曙町1番地  
宇和島市役所 2階 市民課 市民協働推進係  
☎(0895)24-1111 内線2236  
メールアドレス com@city.uwajima.lg.jp

様式第1号（第5条関係）

宇和島市地域づくり団体活動計画書

宇和島市長 様

住 所

団体名

代表者氏名

宇和島市地域づくり団体活動補助金について、下記内容のとおり申請します。

記

1 計画内容

活動種目
目 的
実施時期
実施場所
参加予定人員
内 容

（添付書類）

- ・事業実現に向けた具体的な計画（スケジュール）案
- ・事業実施をした際に見込まれる効果や団体の発展性につながる根拠
- ・【既存事業の場合】新規事業と同等の効果や展開が見込まれる事業の内容

様式第2号（第5条関係）

宇和島市地域づくり団体活動予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額(円)	摘 要(積算基礎等)
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額(円)	摘 要(積算基礎等)
計		

内訳 ※記入不要（補助対象経費計 円・補助対象外経費計 円）